平成２８年（再イ）第２号

佐賀県武雄市朝日町大字甘久1961番地

再生債務者　前田　治彦

1　決議に付する再生計画案　平成28年６月７日付け再生計画案

2　再生計画案に対する回答期間　平成28年７月22日まで

平成28年６月24日　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（再イ）第８４号

北九州市小倉北区下到津４丁目６番３－1001号

再生債務者　松川　道栄

1　決議に付する再生計画案　平成28年６月20日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年７月13日

3　再生計画案に対する回答期間　平成28年７月13日まで

平成28年６月22日

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（再イ）第１３号

兵庫県姫路市大津区勘兵衛町２丁目232番地ロータスコートⅡ105

再生債務者　三村　　学

1　決議に付する再生計画案　平成28年５月31日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年７月14日

3　再生計画案に対する回答期間　平成28年７月21日まで

平成28年６月23日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（再イ）第１６号

兵庫県姫路市飾東町八重畑853番地３

再生債務者　梶原　芳郎

1　決議に付する再生計画案　平成28年６月22日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年７月15日

3　再生計画案に対する回答期間　平成28年７月22日まで

平成28年６月24日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（再イ）第１号

兵庫県たつの市御津町釜屋496番地２

再生債務者　細井　俊光

1　決議に付する再生計画案　平成28年６月10日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年７月15日

3　再生計画案に対する回答期間　平成28年７月15日まで

平成28年６月24日

神戸地方裁判所龍野支部個人再生係

平成２８年（再イ）第７号

愛媛県四国中央市中曽根町246番地７

再生債務者　酒井　　博

1　決議に付する再生計画案　平成28年６月22日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年７月15日

3　再生計画案に対する回答期間　平成28年７月15日まで

平成28年６月24日　松山地方裁判所西条支部

平成２８年（再イ）第１号

鹿児島県指宿市東方1761番地

再生債務者　田之畑秀平

1　決議に付する再生計画案　平成28年６月20日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年７月21日

3　再生計画案に対する回答期間　平成28年７月21日まで

平成28年６月23日

鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２８年（再イ）第１号

宮崎県日向市大字日知屋12095番地36

再生債務者　土山　博史

1　決議に付する再生計画案　平成28年５月27日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年７月22日

3　再生計画案に対する回答期間　平成28年７月22日まで

平成28年６月24日　宮崎地方裁判所延岡支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２８年（再ロ）第４号

千葉市緑区あすみが丘５丁目65番地18

再生債務者　髙橋　秀一

1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年７月12日まで

4　一般異議申述期間　平成28年７月26日から平成28年８月９日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２８年（再ロ）第１号

大分県杵築市大字杵築665番地576エスポアールＡ101

再生債務者　宮崎　伸子

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年６月１日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年７月14日まで

平成28年６月23日

大分地方裁判所杵築支部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２７年（再ロ）第１５号

千葉県千葉市中央区宮崎町47番地１　ライオンズマンション蘇我３－304号

再生債務者　中尾　啓起

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年６月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年６月22日

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（再ロ）第４号

大阪府高槻市大蔵司１丁目５番９号

再生債務者　岡山ひとみ

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年６月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年６月23日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（再ロ）第２号

大阪府大阪狭山市半田１丁目224番地の84

再生債務者　馬渡　俊穂

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年６月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年６月23日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

会社その他の公告

合併公告

平成二十七年十月九日開催の乙、同年十月十日開催の甲、同年十月十三日開催の丙、同年十月十四日開催の丁、同年十月十五日開催の戊及び己、同年十月二十一日開催の庚、同年十月二十三日開催の辛、同年十月二十五日開催の壬、同年十月二十八日開催の癸のそれぞれの臨時総会において、左記組合は合併して甲は乙、丙、丁、戊、己、庚、辛、壬、癸の権利義務一切を承継して存続し、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛、壬、癸は解散することを決議しました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申出下さい。

平成二十八年七月四日

山梨県甲府市下飯田一丁目六番七号

（甲）新山梨たばこ商業協同組合

代表理事　柏原　聖一

山梨県大月市富浜町鳥沢二九〇五番地

（乙）大月たばこ商業協同組合

代表理事　畠山　　哲

山梨県南アルプス市古市場四六五番地

（丙）南アルプス市たばこ商業協同組合

代表理事　志村　道之

山梨県南巨摩郡南部町福士四四六二番地

（丁）身延たばこ商業協同組合

代表理事　望月　英人

山梨県韮崎市藤井町北下條一一一番地三

（戊）韮崎たばこ商業協同組合

代表理事　江上　和徳

山梨県南巨摩郡富士川町鰍沢九番地

（己）鰍沢たばこ商業協同組合

代表理事　井上　達雄

山梨県都留市鹿留二一五二番地

（庚）都留たばこ商業協同組合

代表理事　志村　　繁

山梨県甲府市下飯田一丁目六番七号

（辛）甲府たばこ商業協同組合

代表理事　角田源太郎

山梨県北杜市長坂町大井ヶ森五〇八番地

（壬）北杜市たばこ商業協同組合

代表理事　白倉　英二

山梨県富士吉田市中曽根一丁目三番四五号

（癸）富士吉田たばこ商業協同組合

代表理事　羽田　武信